

船橋市次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の一部改定の概要について（令和5年8月31日改定）

1. 男性の育児休業取得率の目標値変更 （計画P4）

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%に引き上げることとされたことに伴い、本市の特定事業主行動計画における目標値を下記のとおり変更する。

改定前	男性の育児休業取得率 40%
改定後	男性の育児休業取得率（1週間以上取得） 85%

※令和7年度までの目標値

2. 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等の取組 （計画P4に新たに追加）

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づく、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針の一部を改正された（令和3年2月24日付公示）に伴い、本市の特定事業主行動計画に下記の取組を追加する。

不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等

職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ります。

※計画の『第2章 具体的な取組事項 1 子育てを行う職員や女性職員の活躍推進に向けた体制の整備について《子育て中の職員への取組》』に追加